

第 6201 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2019年)令和元年 5月 22日 水曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 中古資産の耐用年数

Q : 中古車を購入しました。中古は耐用年数の特例みたいなものがあると聞きましたが、どうなっているのですか？

A : 中古資産は、見積法又は簡便法によって算定した耐用年数を適用することができます。

【解説】

耐用年数は、新品の減価償却資産については耐用年数省令に定められている法定耐用年数を適用しますが、中古資産については、次の見積法又は簡便法によって算定した耐用年数を適用できるとされています。

① 見積法

見積法とは、その資産を事業の用に供した時以後の使用可能期間として見込まれる年数を耐用年数とする方法です。

② 簡便法

簡便法とは、耐用年数の見積が困難な資産について、次のいずれかの方法により計算した年数を耐用年数とする方法です。ただし、事業の用に供するために支出した資本的支出の金額が、中古資産の取得価額の50%相当額を超えない場合に限られます。

- ・ 法定耐用年数の全部を経過した資産
 耐用年数 = 法定耐用年数 × 20%
- ・ 法定耐用年数の一部を経過した資産
 耐用年数 = 法定耐用年数 - 経過年数 + (経過年数 × 20%)

(注) 算出した年数に1年未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨て、その年数が2年に満たないときは2年とします。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

